

**第5次十日町市男女共同参画基本計画策定に係る
市民意識調査集計・分析業務委託
仕 様 書**

新潟県十日町市

1 委託件名

第5次十日町市男女共同参画基本計画策定に係る市民意識調査集計・分析業務委託

2 事業概要

十日町市男女共同参画基本計画策定に係る市民意識調査の集計及び分析・考察

3 委託期間

契約の日から令和8年11月30日まで

4 履行場所

十日町市役所総務部企画政策課協働推進係

5 遵守事項

本仕様書に定めるほか、次の関係法令規則などに従うものとし、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じたときは、受託者の一方的判断によらず、発注者との協議の上、決定するものとする。

【法令等】

- ① 十日町市財務規則（平成17年十日町市規則第63号）及び同規則別記委託契約条項
- ② 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ③ 十日町市情報セキュリティポリシー
- ④ その他業務の実施に係る関係法令

6 業務内容

《調査概要》

- ・ 市民意識調査票数：900部程度（市内2,000人に発送、前回調査回収率43.5%）
 - ・ 市民意識調査票項目数：全31項目（内、回答者属性8問、自由意見回答1問、実質設問22問）※別添調査票のとおり
 - ・ 調査方法：郵送による配布、無記名による郵送回答
- (1) 十日町市が回収した市民意識調査票回答結果を入力・集計
- ・ 「単純集計」と「回答者自身の属性を加えたクロス集計」を項目ごとに行い、集計表を電子データ（Excel形式）で1部納品すること。
 - ・ 集計表は、項目ごとに比例数%（小数点以下第2位を四捨五入した小数点以下第1位）と実数で作成すること。
- (2) (1)の集計結果を表・グラフ化し分析・考察
- ・ 単純集計による分析と、クロス集計による分析を行うこと。
 - ・ 十日町市が令和4年に実施した前回の調査結果および国・県の最近の調査結果と比較し考察をすること。ただし、すべての設問が比較対象と一致するわけではないため、

詳細については別途委託者と協議の上行うこと。

(3) 調査結果報告書の作成

- ・ 調査結果報告書（データ）を作成すること。
- ・ 内容の詳細は委託者と協議の上決定すること。
- ・ 報告書は、「電子データ」と「データの内容の印刷物（A4 判、簡易製本冊子またはチューブファイル）」を各 1 部納品すること。データの形式は、委託者と協議の上決定すること。

(4) 打ち合わせ回数

- ・ 2 回

7 再委託の禁止

受託者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。再委託をする場合、受託者は再委託先に対して、本仕様の内容を遵守させなければならない。

8 秘密保持

(1) 秘密の保持

受託者は、本件業務遂行に関連して、発注者から秘密である旨指定された情報を秘密として取り扱い、その管理に必要な措置を講じるものとする。

(2) 開示の禁止

受託者は、発注者の秘密情報について本件業務の目的の範囲内で使用するものとし、発注者の事前の書面による同意なくして、第三者に開示してはならない。

(3) 業務終了後の継続

秘密の保持は、本業務終了後または、契約解除後も適用する。

9 個人情報の保護等

受託者は、本仕様書による業務を実施するに当たり情報漏えい等の事故を防止するため、別紙 1 及び別紙 2 を遵守し、セキュリティ対策に万全を期さなければならない（別紙 1 及び別紙 2 中、甲とは十日町市をいい、乙とは受託者をいう）。

10 著作権の帰属及び利用

(1) 著作権の帰属

本業務において作成された成果物（集計結果及び結果を図式化したグラフ類、報告書等）に係る著作権の帰属は、次のとおりとする。

- ① 本業務で回収した調査票及び調査票に記載の事項については、原著作権者の承諾が得られないものを除き、発注者に帰属するものとする。
- ② 受注者が本業務において独自に創作したもの（集計結果の分析や結果を図式化したグラフ類等、仕様書に定めのない部分）に係る著作権は、受注者に帰属する。

(2) 発注者への利用許諾

受注者は、前述の(1)②の著作物について、発注者に対し、次に掲げる条件で利用することを許諾する。

- ① 利用目的：本業務の調査に係る行政目的（広報、公開、保存、内部利用等）
- ② 利用形態：複製、配布、ウェブサイト掲載、PDF 化その他の電磁的記録による保存
- ③ 利用期間：契約終了後も継続して利用できるものとする
- ④ 対 価：本契約の委託料に含まれるものとする
- ・ 集計・分析及び報告書の作成過程で生じる権利関係及び著作権に関する第三者の利用承諾の処理は、原則として受注者の責任及び費用で適正に行うものとする。

11 提出書類

(1) 委託業務着手届

- ・ 業務工程表
- ・ 業務遂行体制表 等を含む。

(2) 成果品（集計・分析結果）の納品

集計・分析結果について、以下のとおり納品する。

- ① 成果品（補足資料を含む）について、電子データとして納品するものとする。ワード形式（ア. 全データ、イ. 5 MB を超える場合は 1 ファイル最大 5 MB 未満で分割したもの）並びに PDF 形式（ア. 全データ、イ. データ容量が 5 MB を超える場合は、1 ファイル最大 5 MB 未満で分割したもの）
- ② 結果・考察等の根拠となる元データ（補足資料を含む）については、エクセル形式で納品するものとする。また、入力データの速報値を 10 月 30 日（金）までに仮納品する。
- ③ 市担当者が製本用のデータを確認後、集計・分析結果をまとめた成果報告書冊子（A4 判、簡易製本冊子またはチューブファイル）を 1 部製本し、納品する。

(3) 委託業務履行届

(4) その他市が必要とする図書

12 書類の作成

本業務の遂行上必要な書類は、原則として受託者が作成するものとする。ただし、十日町市が保有する資料等で業務に必要と認められるものは貸与する。その際、貸与した資料は業務完了後速やかに返却するものとする。

13 その他

- (1) 本業務の円滑な遂行を図るため、受託者は過去 5 年以内に新潟県内の地方公共団体において、市民（県民）意識調査又はこれに類する業務の実績を有すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じた場合、受託者は直ちに発注者に申し出て、双方協議するものとする。なお、仕様書に記載のない事項についても、当然必要と認められることは、

協議のうえ受託者の責任において適正に実行すること。

- (3) 情報については漏洩のないよう細心の注意を払うこと。またすべての情報は業務終了後に当市に返還すること。
- (4) 進捗管理については、委託者への連絡を密にするとともに万全を尽くすこと。
- (5) 本委託仕様書に記載のない事項について異議のある場合は、その都度協議の上決定する。
- (6) 協議の結果、修正の必要が生じた場合には、速やかにこれを行うものとする。

第5次男女共同参画基本計画策定における 「男女共同参画に関する市民意識調査」調査票

意 識 調 査 へ の ご 協 力 の お 願 い

日ごろより、市政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

十日町市では、性別にかかわらず人々が支え合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のため、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第4次十日町市男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取組を行ってきました。

このたび、令和10年度から令和14年度を計画期間とする「第5次十日町市男女共同参画基本計画」策定の基礎資料とするため、市民意識調査を実施いたします。

この調査の対象者は、市内にお住まいの満18歳以上の中から2,000人の方を無作為に選ばせていただきました。また、この調査は無記名であり、ご回答いただいた内容は、すべて統計的に処理し、この調査の目的以外に利用せず、プライバシーが漏れることはございません。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

令和8年8月

十日町市長 関口 芳史

ご記入にあたってのお願い

- 1 調査票の質問には、封筒のあて名のご本人様にご回答ください。ご自身での記入が難しい場合は、ご家族の方等にご自身の意向を伝え、代筆での記入をお願いします。
- 2 回答は、質問ごとに用意した選択肢の中からあてはまる番号を選んでください。
1つだけ選ぶ設問と複数選ぶ設問があります。「その他」に当てはまるときには、()内にその内容を具体的に記載してください。
- 3 ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒にて **9月14日(月)** までにご投函ください。(名前を記入する必要はありません。切手も不要です。)

当調査について、不明な点やご質問がありましたら下記までお問い合わせください。

〒948-8501 十日町市 千歳町3丁目3番地 十日町市役所
担当：総務部 企画政策課 協働推進係
TEL 025-757-3693 (直通) FAX 025-752-4635
E-mail t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp

◆ 回答者ご自身のことについて

ア あなたの性別を教えてください。(1つだけに○)

1. 男 性 2. 女 性 3. その他

イ あなたの年齢を教えてください。(回答日現在でお答えください。)(1つだけに○)

1. 18歳、19歳 2. 20歳～24歳 3. 25歳～29歳 4. 30歳～34歳
5. 35歳～39歳 6. 40歳～44歳 7. 45歳～49歳 8. 50歳～54歳
9. 55歳～59歳 10. 60歳～64歳 11. 65歳～69歳 12. 70歳～74歳
13. 75歳～79歳 14. 80歳以上

ウ あなたの勤務形態について教えてください。(1つだけに○)

※2つ以上の職業をお持ちの場合は、収入の多いものをお選びください。

1. 働いていない
2. 正規雇用で働いている
3. パートやアルバイト等、非正規雇用で働いている
4. 法人の経営者・役員として働いている
5. 自営業・家族従業者（商工・サービス業・自由業等）として働いている
6. 自営業・家族従業者（農林漁業）として働いている
7. 学生
8. その他（ ）

エ あなたは結婚していますか？（１つだけに○）

1. 結婚している（事実婚を含む）
2. 結婚していたが、離別、死別した
3. 結婚していない

《エで「1 結婚している」と答えた方にお聞きします。》

才 あなたは共働きですか、それとも夫婦どちらか一方が働いているご家庭ですか？（1つだけに○）

1. 共働きをしている（パートなどを含む）
2. 夫のみが働いている
3. 妻のみが働いている
4. 夫婦どちらも働いていない（退職した場合を含む）
5. その他（ ）

カ あなたには、お子さんがいらっしゃいますか？（1つだけに○）

1. いない	→	クへお進みください
2. 1人いる	}	キへお進みください
3. 2人いる		
4. 3人いる		
5. 4人以上いる		

《カでお子さんが「いる」と答えた方におたずねします》

キ あなたのお子さんの年齢は、次のどれにあてはまりますか？（あてはまるものすべてに○）

1. 1歳未満
2. 1歳以上3歳未満
3. 3歳以上小学校入学前
4. 小学生
5. 中学生
6. 高校・大学・大学院生（専門学校、高専、短大を含む）
7. 学校を終えた未婚の子ども
8. 既婚の子ども

ク あなたが現在生活しているご家庭の家族構成は、次のうちどれにあてはまりますか？（1つだけに○）

1. 単身世帯（一人ぐらし）
2. 夫婦のみ
3. 親と子（2世代）
4. 祖父母と親と子（3世代）
5. その他（ ）

■ 目指す社会の実現について

問1 十日町市では、「第4次十日町市男女共同参画基本計画」を策定し、性別にかかわらず、「一人ひとりが自分らしく生きる元気なまち」を目指しています。あなたは、このような社会を実現するためにどのようなことが必要だと思いますか？（特に重要だと思うもの3つまで○）

1. 性別による様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること
2. 法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるものを改めること
3. 女性が結婚・出産しても働き続けることが当然の権利であることへの理解が進むこと
4. 女性自身が経済力をつけたり、積極的に知識や技能の向上を図ったりすること
5. 男性が家事・育児・介護等に参画することが当然であることへの理解が進むこと
6. 育児・介護を支援する施設やサービスを充実させること
7. 小さいときから家庭や学校で男女平等について教えること
8. 雇用の場において性別による待遇（配置や昇進など）の差をなくすこと
9. 労働時間の短縮や休暇の取りやすさなど、男女共に働き方の見直しが進むこと
10. その他（ ）
11. 特にない
12. わからない

■ 男女の平等について

問2 次のような場面における男女の平等について、あなたの考えに一番近い数字をお選びください。（それぞれ1つずつ○）

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	どちらともいえない
① 家庭の中で	1	2	3	4	5	6
② 職場の中で	1	2	3	4	5	6
③ 社会慣習（しきたり）の中で	1	2	3	4	5	6
④ 法律や制度の面で	1	2	3	4	5	6
⑤ 政治経済活動の場で	1	2	3	4	5	6
⑥ 学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
⑦ 地域社会の中で	1	2	3	4	5	6
社会全体において	1	2	3	4	5	6

■ 家庭・地域・人生観などについて

問3-1 家庭に対する以下のそれぞれの意見について、あなたの考えに一番近い数字をお選びください。
(それぞれ1つずつ○)

	賛成	どちらかとい えば賛成	どちらかとい えば反対	反対
① 男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである	1	2	3	4
② 男性も女性も平等に家事・育児をすべきである	1	2	3	4

問3-2 問3-1で、「①男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」で「賛成」または「どちらかといえば賛成」を選択した方のみにお聞きします。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」に賛成の理由をお選びください。

(特に考えに近いもの3つまで○)

1. 日本の伝統的な家族の在り方だと思うから
2. 自分の両親も役割分担をしていたから
3. 男性が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから
4. 女性が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから
5. 家事・育児・介護と両立しながら女性が働き続けるのは大変だと思うから
6. その他 ()
7. 特に理由はない
8. わからない

問3-2 問3-1で、「①男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」で「反対」または「どちらかといえば反対」を選択した方のみにお聞きします。

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」に反対の理由をお選びください。

(特に考えに近いもの3つまで○)

1. 男女平等に反すると思うから
2. 自分の両親も共働きだったから
3. 男女ともに働いた方が、多くの収入を得られると思うから
4. 女性が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから
5. 家事・育児・介護と両立しながら女性が働き続けるのは可能だと思うから
6. 固定的な男女の役割分担の意識を押し付けるべきではないと思うから
7. その他 ()
8. 特に理由はない
9. わからない

問4 単身世帯以外にお聞きします。あなたの家庭では、次の①～④の家事等を主にどなたが担当することが多いですか？

(それぞれ1つずつ○)

	夫や父・息子など男性	妻や母・娘など女性	男女が同程度	外部サービス (ホームヘルパーなど)	家族全員	該当なし/ 決まっていない
① 家事 (食事のしたく、掃除、洗濯等)	1	2	3	4	5	6
② 育児	1	2	3	4	5	6
③ 介護	1	2	3	4	5	6
④ 地域活動 (町内会役員、共同作業等)	1	2	3	4	5	6

問5 あなたは、男女がともに仕事や家庭生活、地域活動に積極的に参画するためには、どのようなことが必要だと思いますか？ (特に重要だと思うもの3つまで○)

1. 男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること
2. 労働時間の短縮や休暇制度、テレワークなどの多様な働き方を充実させること
3. 家事・子育て・介護・地域活動に参加できる職場環境の改善を行うこと
4. 夫婦の間で家事などの分担について十分話し合うこと
5. 外部サービスを利用し、子育て・介護の負担を減らすこと
6. 家事などを性別にかかわらず協力する姿勢を子どもに見せること
7. 特に積極的に参加する必要はない
8. その他 ()
9. わからない

問6 町内会などの地域団体において、会長などの役員を担うのは男性が多いようです。

その主な原因は何だと思いますか？ (1つだけに○)

1. 女性自身がそのような役職を望まないから
2. 女性は家事・育児などの負担が大きく時間的余裕がないから
3. 女性は、地域活動に対する知識、経験が不足していると思われるから
4. 牽引力のある女性が少ないと思われるから
5. 社会通念上、そのような場は男性が出るものという意識が強いから
6. わからない
7. その他 ()

問7 あなた自身が、地域団体の役員や審議会の委員など、政策方針決定の場に出ることについて、どのように考えていますか？（1つだけに○）

1. 積極的に出たい
2. どちらかというに出たい
3. 役職や条件等によっては出てもよい
4. できるだけ出たくない
5. 絶対に出たくない
6. わからない

上記を選んだ理由（ ）

問8 地域での自主防災分野の活動に女性の参画が少ない状況について、どのように考えていますか？
（特に考えに近いもの3つまで○）

1. 活動は男性が中心となるべきで女性が加わる必要はない
2. 男性がやるものとして男性に押し付けられている
3. 性別に関わらず、適材適所で積極的に役割を担うべき
4. もっと女性が加わるべき
5. 現状のままで困らない
6. 具体的に何をしているかが分かれば、参画したい（参画が増えると思う）
7. 活動において活動の負担や活動内容の見直しをすれば参画したい
（参画が増えると思う）
8. わからない
9. その他（ ）

→ 問9へお進みください

問9 家庭や職場、地域内など身近な場所で「ありがち」だと思うことはありますか？
(あてはまるものすべてに○)

1. 地域や親戚の集まりで、食事の準備やお茶出しは女性の仕事
2. 結婚することや子どもをもつべきことが当然である
3. 家を継ぐのは男性がよい
4. 性別に合わせた話し方、服装、ふるまいをしたほうがよい
6. 家事・育児・介護は女性の仕事
7. 個人の価値観よりも世間体が大事
8. 地域での役員など重要な役割は男性の仕事
9. 職場でのお茶出しや事務などのサポート的業務は女性の仕事
10. 学校において「女子だから、男子だから」という状況や先生の言動
11. 子どもが生まれたら女性が仕事を控えめにしたほうがよい
12. 正職員は男性、非正規職員は女性
13. 男性が前に立って、女性は一步下がって支えるべき
14. 進学や就職時に家族から「女子だから、男子だから」という言動がある
15. 地域の集まりや職場・学校等で、性別により意見が軽んじられる、発言しにくい
16. その他 ()
17. 特になし

→ 問10へお進みください

■ 男女の働き方に対する考え方について

問 10 あなたの周りでは「女性」及び「男性」それぞれにとって働きやすい環境にあると思いますか？
(それぞれ1つずつ○)

	①働きやすい	②働きにくい	③わからない
女性にとって	1	2	3
男性にとって	1	2	3

問 11 問 10で「女性にとって「②働きにくい」と回答した方にお聞きします。女性が働きにくいと思う要因は何だと思いますか？(特に考えに近いもの3つまで○)

1. 家事・育児・介護などの負担が大きい
2. 超過勤務や休日出勤などの長時間労働が改善されない
3. テレワークやフレックスタイムなどの柔軟な働き方ができない
4. 非正規雇用のままで、正規職員になれない
5. 給与・収入が不安定である（景気や社会情勢の影響を受けやすい）
6. 育児・介護休業が取得しにくい（できない）
7. 昇進・給与等に男女の差別的扱いがある
8. 保育施設/介護施設が足りない
9. 職場や家庭において、男性は仕事、女性は家庭優先といった性別による固定的役割分担意識がある
10. 個人の能力や特性ではなく、男女で担当する仕事が区別されている
11. パワハラやセクハラなどのハラスメントがある
12. その他（具体的に： _____）
13. わからない

→ 問 12 へお進みください

問 12 問 10 で「男性にとって「②働きにくい」と回答した方にお聞きします。男性が働きにくいと思う要因は何だと思われますか？（特に考えに近いもの 3 つまで○）

1. 家事・育児・介護などの負担が大きい
2. 超過勤務や休日出勤などの長時間労働が改善されない
3. テレワークやフレックスタイムなどの柔軟な働き方ができない
4. 非正規雇用のままで、正規職員になれない
5. 給与・収入が不安定である（景気や社会情勢の影響を受けやすい）
6. 育児・介護休業が取得しにくい（できない）
7. 昇進・給与等に男女の差別的扱いがある
8. 保育施設/介護施設が足りない
9. 職場や家庭において、男性は仕事、女性は家庭優先といった性別による固定的役割分担意識がある
10. 個人の能力や特性ではなく、男女で担当する仕事が区別されている
11. パワハラやセクハラなどのハラスメントがある
12. その他（具体的に： _____）
13. わからない

問 13 女性活躍推進のため、女性特有の健康課題に対し、どんな支援が必要だと思われますか？（特に考えに近いもの 3 つまで○）

1. 男女それぞれがお互いの身体的性差を十分に理解し合うための性教育の充実
2. 月経、妊娠・出産、更年期等、
女性の健康課題に関する職場の理解（休暇制度の充実含む）
3. 月経、妊娠・出産、更年期等、女性の健康課題に対する経済的支援
4. 産前から産後まで切れ目なく支援を受けられる環境
5. 妊娠・出産を含めた女性のライフプラン形成の支援
6. 不妊治療等への経済的支援や職場の理解（休暇制度の充実含む）
7. 生理用品の購入が困難な「生理の貧困」への支援
8. 女性の健康課題を相談できる窓口の充実
9. その他（具体的に： _____）

→ 問 14 へお進みください

問 14 就職または転職する場合、職場の条件としてどんなことを重要視しますか？

(いくつでも○)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 仕事内容が自分の希望に合っているかどうか、自分の能力を生かせそうか2. 労働時間や休日の条件が自分の希望に合っているか3. リモートワークやフレックス勤務制など柔軟な働き方ができるか4. 資格取得支援や研修制度が充実しているか5. 給与・年収が自分の希望に合っているか6. 残業や休日出勤が無いのか7. 性別に関わらず育児休業を取得できるか8. 子どもの看護休暇や生理休暇などの特別休暇制度が充実しているか9. えるぼし認定や新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業（Ni-ful）など、男女共同参画推進関連の認定を受けているかどうか10. その他（具体的に： _____） |
|--|

→ 問 15 へお進みください

■ 配偶者及び身近な相手からの暴力や、女性が抱える困難な問題について

問 15 あなたは直近2年以内に、あなたの配偶者、パートナー、恋人、家族等身近な人から、次のことを受けたことがありますか？（それぞれ1つずつ○）

	受けたことがある	受けていない
① 身体的暴行 （なぐる、ける、ものを投げる、突き飛ばすなど）	1	2
② 精神的暴力 （おどす、無視する、人格を否定する、交友関係や行動を監視するなど）※SNSを含む。	1	2
③ 性的暴力 （性的行為の強要）	1	2
④ 経済的暴力 （生活費を渡さない、働くことを妨害するなど）	1	2

《問 15 の①～④のうち1つでも「受けたことがある」と答えた方にお聞きします。》

問 16 あなたは、あなたの配偶者やパートナー、恋人から受けたそのような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか？※SNS 上での相談を含む。（あてはまるものすべてに○）

1. 家族に相談した 2. 友人・知人に相談した 3. 同じ経験をした人に相談した 4. 家庭裁判所・弁護士・警察などに相談した 5. 公的機関（相談窓口・電話相談）に相談した 6. 医師・カウンセラーなどに相談した 7. 民間の機関など（NPO など民間支援グループ）に相談した 8. <u>どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）</u> → 問 18 へお進みください 9. その他（具体的に：

《問 16 で「8・どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」と答えた方にお聞きします。》

問 17 「相談しなかった（できなかった）」のはなぜですか？（あてはまるものすべてに○）

1. 相談するほどのことではないと思ったから 2. 自分にも悪いところがあると思ったから 3. 自分さえ我慢すればいいと思ったから 4. 相談しても無駄だと思ったから 5. 家庭のことを外で話したくなかったから 6. どこ（誰）に相談してよいかわからなかったから 7. 相談したことが加害者に知れると、仕返しを受けたりさらにひどい暴力を受けたりすると思ったから 8. 相手の信頼を裏切りたくなかったから 9. その他（具体的に：
--

問 18 あなたは、日常生活で困難と覚しることがありますか？（あてはまるものすべてに○）

1. 職場や学校での人間関係がうまくいっていない
2. 家族との関係がうまくいっていない
3. 家事や育児、介護など家の中での負担が大きい
4. DV（配偶者や身近な相手からの暴力）を受けている
5. 男女間で賃金や処遇等で差別がある
6. 仕事を探しているが見つからない（失業している）
7. 転職先を探しているが見つからない（条件が合わない）
8. 労働時間が長い
9. 経済的な困窮で社会保険料（年金、健康保険、介護保険）が払えない
10. 経済的な困窮で食料品や日用品の購入、光熱水費を払えない
11. 経済的な困窮で医療機関を受診できない
12. 経済的な理由で結婚や出産ができない
13. 地域での役割や作業等の負担が大きい
14. 周囲に相談できる人がいない
15. 困難を感じない
16. その他（具体的に： _____）

→ 問 19 へお進みください

■ 法制度・用語などについて

問 19 あなたは、次にあげる法律や用語などについて知っていますか？ (それぞれ1つずつ○)

	おおよその 内容まで 知っている	言葉を 聞いたことが ある	知らない
① 男女共同参画社会基本法	1	2	3
② 男女雇用機会均等法	1	2	3
③ 育児・介護休業法	1	2	3
④ 十日町市第4次男女共同参画基本計画	1	2	3
⑤ 男女共同参画社会	1	2	3
⑥ ジェンダー（文化的及び社会的につくられた性別）	1	2	3
⑦ LGBTQ+・性的マイノリティ	1	2	3
⑧ ドメスティック・バイオレンス（DV） （配偶者やパートナーなどからの暴力）	1	2	3
⑨ ワーク・ライフ・バランス （仕事と家庭生活・地域活動の両立）	1	2	3
⑩ 固定的な性別役割分担意識	1	2	3
⑪ 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（Ni-ful）	1	2	3
⑫ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 （女性支援新法）	1	2	3
⑬ 新潟県パートナーシップ制度	1	2	3

→ 問20へお進みください

■ 男女共同参画に関する市の方針について

問20 令和7年版「男女共同白書」によると、首都圏以外から首都圏に転出した女性は、出身地域に置いて固定的な性別役割分担意識等があったと感じている割合が特に高く、地方から都市部への人口流出につながる事が指摘されています。また、新潟県が令和7年度に実施した「新潟県出身若年層の意識に関する調査」でも、性別による役割分担を強調したり世間体が重視されたりする環境などが「地元から離れた気持ち」につながりやすいと推察されています。

人口減少対策、特に若い世代の都心部への流出を防ぐために、男女共同参画の観点から、今後、市内でどのようなことに力を入れる必要があると思いますか？（特に考えに近いもの3つまで○）

1. 市民活動や地域行事など、家庭や仕事以外で女性が活躍できる場の創出
2. 性別にかかわらず多様な職種に就ける就業機会の確保
3. 地域の役員や地域活動等に男女が同数程度参画すること
4. 企業の管理職や市議会議員など、政策や意思決定の場に女性の参画が増えること
5. 高校生など若年層に向けた、男女共同参画の意識啓発
6. 年配者に向けた、男女共同参画の意識啓発
7. 固定的な性別役割分担意識（「男だから/女だから、～すべき」などの意識）の解消のための意識啓発
8. その他（ ）
9. わからない

問21 男女共同参画社会の実現のため、市は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（特に重要だと思うもの3つまで○）

1. 男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発活動の充実
2. 学生や10～20代など若年層に向けた、男女共同参画の意識啓発
3. 年配者に向けた、男女共同参画の意識啓発
4. 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し
5. 学校等における男女平等教育が進むこと
6. ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業への支援
7. 子育て支援の拡充
8. その他（ ）
9. わからない

→ 最後に「ご意見・ご要望等」へお進みください

■ ご意見・ご要望等

◎ 男女共同参画の推進についてご意見・ご要望・ご提案などありましたら、自由にご記入ください。

以上で、調査は終わりです。

ご記入いただいた調査票は、9月14日（月）までに同封の返信用封筒に入れてご投函ください。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。